

こまいぬ

ケガや損害賠償
事故を補償！

ペット事業者賠償責任保険
スタッフ傷害保険

施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険

傷害補償(標準型)特約・就業中のみの傷害危険補償
(事業主・役員・従業員)特約セット団体総合生活補償保険

この保険は、中央ケネル事業協同組合連合会を保険契約者とし、中央ケネル事業協同組合連合会の所属員を加入者とする団体契約です。
トリミング中にワンちゃんが台から飛び降りて骨折したら…。スタッフがワンちゃんに咬まれたら…。
ペットショップやトリミングサロンのちょっとした「危ない」に備えませんか？

ペット事業者賠償責任保険

◆お客様からお預かりしたペット(犬・猫のみ)を死亡・ケガさせて法律上の損害賠償責任を負担した場合に、これによって生じる損害を補償します。[受託者賠償責任保険]

- ※対象となる動物は犬および猫のみです。
- ※ペットの病気および逃亡に起因する賠償責任は補償対象外です。
- ※ドッグラン等の施設内で預かり中のペットを死亡・ケガさせた場合は補償対象外です。

◆ショップ様に過失はないが、お客様からお預かりしたペット(犬・猫のみ)が突然死したことにより、慣習として組合員様がお支払いされる見舞金を補償します。[死亡見舞費用補償特約]

◆施設内外で行われる仕事の遂行によって生じた、対人・対物事故による損害を補償します。

[施設所有(管理)者賠償責任保険]



保険料 1店舗あたり
38,400円/1年

◆受託者賠償責任保険

1事故につき 100万円
1店舗あたり(保険期間中) 200万円
1証券につき(保険期間中) 1億円
免責 2万円

支払限度額

◆死亡見舞費用補償特約

1頭あたり 5万円
1事故につき 30万円

◆施設所有(管理)者賠償責任保険

1名・1事故あたり 3,000万円
免責 1万円

スタッフ傷害保険

スタッフの業務遂行中の偶然な事故によるケガを補償します。[傷害補償(標準型)]

特約・就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約セット団体総合生活補償保険]

※病気はお支払いの対象外となります。

※就業中のみを補償する特約がセットされていますので、職業または職務従事中(通勤途上を含みます)に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

職種級別A(トリマー等)
1名あたり 5,040円/1年
職種級別B(フリーダー)
1名あたり 9,810円/1年

傷害死亡・後遺障害
保険金額
50万円

傷害手術保険金額
入院中 50,000円
上記以外 25,000円

傷害入院
保険金日額
5,000円

傷害通院
保険金日額
3,000円



傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日 傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入院・通院)

保険期間(ご契約期間)

※毎月1日を基準日に、保険始期以後の中途加入が可能です

平成29年1月1日午後4時～平成30年1月1日午後4時

このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「こまいぬパンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

< 保険契約者 > 中央ケネル事業協同組合連合会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2丁目13-1 ノルン秋葉原ビル4階 TEL:03-3254-3456

< 取扱代理店 > アニコムフロンティア株式会社

〒161-0023 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産グランドタワー39階 TEL:03-6863-0057

< 引受保険会社 > あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業1課

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL:03-6734-9608

2017年1月承認 B16-103984